

札幌国際大学後援会 慶弔規程

(目的)

第1条 本会会員、学生及び教職員に慶弔等があった時は、本規程の定めにより慶弔金又は見舞金を贈り慶弔の意を表する。

(祝金)

第2条

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 学生の結婚 | 10,000 円 |
| 2. 学生の出産 | 10,000 円 |
| 3. 教職員の結婚 | 10,000 円 |
| 4. 教職員の出産 | 10,000 円 |

(弔慰金)

第3条

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 学生の死亡 | 30,000 円 |
| 2. 父母会員の死亡 | 20,000 円 |
| 3. 教職員の死亡 | 10,000 円 |
| 4. 旧役員で著しく功績のあった者の死亡 | 10,000 円 |

(災害見舞金)

第4条 学生、父母会員及び教職員が火災その他の災害に罹災した場合は、10,000 円の見舞金を贈る。

(雑則)

第5条 前各条の定めに係わらず、特別の事情が生じたときは、役員会の協議により見舞金等を贈ることが出来る。

附則

この規程は、昭和 45 年 8 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。